

# 大分県報

平成三十年  
九月三日  
号外 (六六)

(月曜日)

## 目次

### 告示

- 保安林の皆伐面積の限度の公表……………一
- 平成三十年度全期技能検定の実施……………一
- 平成三十年度後期技能検定の実施……………三

### 告示

**大分県告示第五百二十六号**  
平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。  
平成三十年九月三日

大分県知事 広瀬 貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国川地区	五二一・七六
	西国川地区	三九一・六三
	東国川地区	二六・六九
	別府地区	九八・二二
	大分川地区	二一〇・〇九
	大野川地区	五三八・九一
	北海部地区	一、五二〇・六三
	北川上流地区	二二一・六七
	番匠川地区	九四四・四〇
	北川上流地区	八七五・九四
日田地区	五八八・二九	
玖珠川地区	八三〇・四六	

### 公告

**職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり平成三十年度全期（随時実施する二級）技能検定を実施する。**  
平成三十年九月三日

保安林種	単位区域名	技能検定実施地区	実施地区数
土砂流出防備保安林	山国川地区	山国川地区	一八一・八四
	西国川地区	西国川地区	四七・七九
	東国川地区	東国川地区	二七・〇三
	別府地区	別府地区	六六・〇六
	大分川地区	大分川地区	三三・五一
	大野川地区	大野川地区	一一〇・三七
	北海部地区	北海部地区	一一〇・五一
	北川上流地区	北川上流地区	一〇六・三六
	番匠川地区	番匠川地区	三五二・四六
	北川上流地区	北川上流地区	二一・七二
土砂崩壊防備保安林	大分川地区	大分川地区	〇・一八
	番匠川地区	番匠川地区	〇・〇八
	日田地区	日田地区	〇・〇八
防風保安林	別府地区	別府地区	〇・一四
干害防備保安林	山国川地区	山国川地区	三・五六
	西国川地区	西国川地区	三・五〇
	東国川地区	東国川地区	四一・六一
	西国川地区	西国川地区	三・〇八
	東国川地区	東国川地区	〇・九四
	大分川地区	大分川地区	二・〇一
	大野川地区	大野川地区	一・〇六
	北海部地区	北海部地区	二四・八〇
	番匠川地区	番匠川地区	一一・八四
	日田地区	日田地区	六・九四
保健保安林	大分北部地区	大分北部地区	三五・四四
	大分南部地区	大分南部地区	九二・六六

一 随時実施する二級の検定職種

大分県知事 広 瀬 勝 貞

機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシンングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシンングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

注 随時実施する二級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の

規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級並びに当該職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験によつて行ふ。

三 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 手数料

随時実施する二級の手数料は、一七、九〇〇円とする。

(二) 実施期日

平成三十年十月一日（月）から平成三十一年三月三十一日（日）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

平成三十年十月一日（月）から平成三十一年三月三十一日（日）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話（〇九七）五四二―三六五一

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙は、大分県職業能力開発協会にて交付する。  
 なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。

6 合格者の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、本人宛書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

随時実施する二級の技能検定合格者に、大分県知事から交付する。

七 その他

全期技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。したがって、随時実施する二級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。なお、随時実施する三級及び基礎級については、平成三十年三月一日付け大分県報号外第十二号に記載の平成三十年度全期技能検定の実施の公告を参照すること。不明な点については、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり平成三十年度後期技能検定を実施する。

平成三十年九月三日

実施する等級別検定職種は、次の表に掲げるとおりとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

等級		特級																			
検定職種	学科試験のうち、受検者が選択する科目	実技試験のうち、受検者が選択する科目	機械加工	放電加工	仕上げ	機械検査	電子機器組立て	電気機器組立て	半導体製品製造	自動販売機調整	光学機器製造	空気圧装置組立て	建設機械整備	婦人子供服製造	プラスチック成形	鍛造	金属ばね製造	ロープ加工	機械検査	電気機器組立て	半導体製品製造
機械加工	学科試験のうち、受検者が選択する科目	実技試験のうち、受検者が選択する科目														ハンマ型鍛造法 プレス型鍛造法	線ばね製造法 薄板ばね製造法			シーケンス制御法	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法
放電加工																ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業	線ばね製造作業 薄板ばね製造作業			シーケンス制御作業	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業
仕上げ																					
機械検査																					
電子機器組立て																					
電気機器組立て																					
半導体製品製造																					
自動販売機調整																					
光学機器製造																					
空気圧装置組立て																					
建設機械整備																					
婦人子供服製造																					
プラスチック成形																					
鍛造																					
金属ばね製造																					
ロープ加工																					
機械検査																					
電気機器組立て																					
半導体製品製造																					

平成三十年九月三日

大分県報号外（公告）



年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る手数料は、八、九〇〇円とする。

ロ 実技試験の三級を受けようとする在校者（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一、九〇〇円とする。

ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、二、九〇〇円とする。

(二) 実施期日  
平成三十年十二月三日（月）から平成三十一年二月十七日（日）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所  
大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表  
実技試験の問題は、あらかじめ平成三十年十一月二十六日（月）に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料  
手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日  
検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。  
ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

検定職種	実施期日
一級及び二級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 三級 電気機器組立て、配管	平成三十一年一月二十七日（日）
特級 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形 一級及び二級 農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、みそ製造、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻 三級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図 単一等級 バルコニー施工	平成三十一年二月三日（日）
一級及び二級 舞台機構調整 一級及び二級 金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装 三級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工	平成三十一年二月十日（日）

(三) 実施場所  
大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。  
四 受検申請の手続  
1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）  
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一  
大分県職業能力開発協会

電話 (〇九七) 五四二―三六五一

3 受付期間

平成三十年十月一日（月）から同月十二日（金）まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

六 合格者の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成三十一年三月十五日（金）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛書面で通知する。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、平成三十年三月十五日（金）に本人宛書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

(一) 技能検定合格証書

特級、一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

特級の合格者には特級技能士章、一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。